

# 有料道路における障がい者割引制度について

有料道路の障がい者割引制度は、通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路をご利用される障がい者の方に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するため、有料道路料金について割引措置を講ずるもので、全国の有料道路事業者が統一的に実施しています。

## 【対象障がい者の範囲】

### (1) 障がい者ご本人が運転される場合

身体障害者手帳の交付を受けているすべての方

### (2) 障がい者ご本人以外の方が運転され、障がい者ご本人が同乗される場合

身体障害者手帳 または 療育手帳 の交付を受けている方のうち、**重度の障がい**をお持ちの方

※ **重度の障がい**とは、障害者手帳の『旅客鉄道株式会社旅客運賃減額』が第1種となっている方です。

## 【対象自動車の範囲】

○障害者1人につき1台に限ります。

○障害者ご本人 または 本人の親族等 が所有するもので、自家用車であることなど制限があります。

## 【手続きに必要なもの】

1	身体障害者手帳 または 療育手帳
2	自動車車検証
3	運転免許証（障がい者ご本人が運転する場合のみ）

▼ETCを利用する場合は4、5も必要です。

4	ETCカード（障がい者ご本人名義）
5	ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）

## 【割引有効期限】

○新規および変更の申請については、申請日から2回目の誕生日まで。

○更新の申請については、有効期限の2カ月前から更新手続きができます。有効期限の前日までに申請していただく場合は、申請日からその後の3回目の誕生日（最長2年2カ月）までとなります。

## 【違反行為に対する措置】

対象である障がい者の方が、他人に割引を受けさせたと有料道路事業者が認めた場合や、虚偽の申請を行った場合は、割引を2年間停止し、割引停止の旨を手帳へ記載します。また、対象である障がい者以外の方が割引を受けた場合は、道路整備特別措置法第26条の規定により、通常料金のほかに不法に免れた額の2倍の額を割増金として徴収します。